

平成21年第3回竜王町議会臨時会（第1号）

平成21年5月29日

午前10時30分開会

於 議 場

1 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第38号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部
を改正する条例)

日程第 4 議第39号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第40号 竜王町税条例の一部を改正する条例

2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

5番	山添勝之	6番	圖司重夫
----	------	----	------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	竹山秀雄	副	町	長	青木進											
教	育	長	岡谷ふさ子	会	計	管	理	者	布施九藏								
総	務	政	策	主	監	川部治夫	住	民	福	祉	主	監	兼	山添登代一			
産	業	建	設	主	監	小西久次	健	康	推	進	課	長	松瀬徳之助				
政	策	推	進	課	長	杼木栄司	総	務	課	長	福山忠雄						
住	民	税	務	課	長	若井政彦	生	活	安	全	課	長	吉田淳子				
産	業	振	興	課	長	兼	井口和人	福	祉	課	長	田中秀樹					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	兼	赤佐九彦	建	設	水	道	課	長	富長宗生
教	育	次	長	兼	赤佐九彦	学	務	課	長	富長宗生							
生	涯	学	習	課	長	学	務	課	長	富長宗生							

6 職務のため議場に出席した者

議	会	事	務	局	長	村井耕一	書	記	古株三容子
---	---	---	---	---	---	------	---	---	-------

開会 午前10時30分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成21年第3回竜王町議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。本日は、平成21年第3回臨時議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨入りの近さを感じる、ぐずついた天候が続いておりますこの頃でございますが、議員各位におかれましては、ますますご健勝にて日夜議会活動にご専念いただき、大変ご苦労さまでございます。また、本日、竜王町議会臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご繁忙な中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

このところ、日経平均株価が、神経質的な動きながらも9,000円台を回復して来たことや、企業が幾分増産方向に転じてきたこと等で、内閣府は5月の月例経済報告にて「最悪期を脱した」と報じましたが、製造業がウエイトを占める滋賀県におきましては、3月度の求人倍率が0.45であり全国平均の0.52と比較しましても、このたびの景気変動の影響を大きく受けていることが明白であり、まだまだ楽観が許されない厳しい状況が続いています。

また、新型インフルエンザが関西地方において急速に感染拡大となっておりまして、各自治体とも的確な対応を迫られているところでありますが、竜王町といたしましても、5月20日に「竜王町新型インフルエンザ対策本部」を設置し、各自治会長様と連絡を密にいたしながら、万全を期すように取り組ませていただいております。

今回の新型インフルエンザは、弱毒性ということもあり、従来の季節型インフルエンザの症状と変わらないと報じられていますので、住民の皆様には慌てず、落ち着いて行動して下さるようにお伝えいたしております。

先の見えない経済状況や、今、お話し申し上げました新型インフルエンザの様な突発的な社会情勢等、私たちの置かれている環境をしっかりと見据えて、行政執行に当たっていかねばなりません。

かかかかる状況下、竜王町として一番気掛かりなのが、町内特定企業から納めていただく税務申告に基づく平成21年度上半期納付分の法人税額であり

ます。3月定例会にても触れさせていただきましたとおり、額の決定を見てのことでありますが、竜王町の財政面において信号の色が赤に変わるような事態になりますれば、早急に事業の見直し、行財政改革の前倒し実施等に取り組まなければならないと考えているところであります。

いずれにいたしましても、住民の皆様には不安感を与えない様にいたしてまいることが、行政の最大責任であるとわきまえまして、全力を傾注し町政執行に当たってまいりますので、議員の皆様には、格段のご指導とご鞭撻、更にはご叱正を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

なお、本日提出させて頂く案件は、専決処分につき承認を求める案件1件、竜王町職員の給与に関する条例一部改正1件、竜王町税条例の一部改正1件の3件であります。慎重なるご審議を賜り、お認めをいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（寺島健一） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、5番 山添勝之議員、6番 圖司重夫議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第 38号 専決処分につき承認を求めることについて**

**(竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例)**

○議長（寺島健一） 日程第3 議第38号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第38号の提案理由を申し上げます。

議第38号、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりましてご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

別表第1バンガローの部、宿泊の項および休憩の項を区切る線につきまして、一部誤りがありましたので、現在運用しております本来の表に改めるため、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正するものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、専決処分をさせていただきました内容につきまして報告させていただきましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第38号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第3 議第38号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 議第 39号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第4 議第39号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第39号の提案理由を申し上げます。

議第39号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院において現下の経済社会情勢等に鑑み、4月に民間企業における夏季一時金についての特別調査を実施したところ、民間企業における夏季一時金は今年の夏季一時金に比べ大きく減少していることがうかがわれる状況から、民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、12月期の一時金で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があることを勘案し、国家公務員の平成21年6月期の期末・勤勉手当等の額を暫定的に減額する旨の特例措置を5月1日に勧告されたものでございます。

この人事院の勧告に鑑み、竜王町職員の平成21年6月期の期末手当・勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げる措置を行いたく、今回、条例改正をお願いするものでございます。

なお、この条例改正につきましては、平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給基準日である6月1日の前日である5月31日までに所要の改正を行い、公布および施行をさせていただく必要があることを申し添えいたします。

以上をもちまして、議第39号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第39号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論をします。

そもそも人事院というのは、公務員の労働基本権がはく奪されていることの代償としての役割を担っています。その人事院が今年5月、本来の役割を投げうって、かつてない前倒しで公務員の夏の一時金を減額するという異例の勧告をしたことにより、条例改正が提案されているものであります。

町当局の説明によりますと、一般会計で約1,000万円の減、職員一人当たりになると4万円から10万円の一時金が削減されるとされています。また、職員の平均年齢が40歳として、一人当たり7.3万円の削減という数字も示されています。

また町長は、人事考課で一律のベースアップに歯止めがかかるとの認識も示されていますが、それなら今回の提案はなぜ提案されているのかが疑問であります。

ご存じのとおり、公務員の賃金は、前年の冬と当年の夏の民間の支給額を調査して8月に人事院が勧告するという仕組みとなっています。つまり、この夏の支給については、時間差はありますが、既に昨年末の勧告に含められて調整されているのです。それを無視して前倒しで削減するというのは、全くのルール無視です。また、期末手当などのカットは自民党が減税法案を検討し始めたことが発端で、選挙向けに国民への減税策の財源をつくるため、公務員を叩いたとアピールすることや、ルールを無視して賃下げをしたという実績づくりが狙いで、党利党略と言われても仕方のないものです。

公務員の一時金削減は、春闘真っ最中の民間の中小企業の賃金を抑え、審議が始まる地域別最低賃金の改定にも大きな影響を与えるものとなります。今、日本の経済は内需拡大によって景気を回復させることが求められています。政府与党は、景気回復のために補正予算を出したと言いながら、この一時金削減の前倒しは、内需を冷やすものでしかありません。消費を一層低迷させ、景気を悪化させるという悪循環を加速させることにつながります。

国民生活と日本経済を守ることが我々議員の責務であり、与党の党利党略に加担する言われはありません。以上の理由により、この条例改正に反対するものであります。以上、反対討論とします。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。5番、山添議員。

○5番（山添勝之） 私は、同じく反対討論になるわけですが、議第39号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。ただ、討論内容が違うと思いますので、発言をさせていただきます。

人事院が本年4月に民間企業における一時金について特別調査をしたところ、昨年に比べ大きく減少しており、民間の状況を国家公務員にも反映することが望しいとし、本年6月期の期末・勤勉手当等を暫定的に減額する旨を

勧告されたことを受けて、我が竜王町においても平成21年6月期の期末・勤勉手当を引き下げることとされておりますが、私は一律に追従する必要はないと考えております。

確かに、100年に一度とも言われますこの不況期ではございますが、民間企業すべてが業績悪化しているわけではございませんし、また、私はこの不況は一過性のものと見ております。しかし、倒産件数も多く、賞与どころか給与カットの会社も多くあると仄聞しております。

確かに、多くの一般企業の社員・従業員また自営業者からすれば、公務員は不況もなく安穩と生活できて結構だなとうつつっておるようでございます。以前にも私はこの場で申し上げましたが、公務員は羨望の眼差しで見られておるわけでございます。しかしながら、竜王町職員、議員も含めてでございますが、社会福祉また竜王町のまちづくりのために日々研鑽を深めて、竜王町のなご一層の発展のため努力を積み重ね今日に至っております。もちろん、今後もなご一層の努力・精進は必要であるかと思えます。

人事院勧告を受け入れるならば、一律ではなく、立場によって差をつけるなど、竜王町の独自の方法を考えるべきだと考えております。よって、私は議第39号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対するものでございます。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。4番、山田議員。

○4番（山田義明） 議第39号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回のこの条例に関しましては、100年に一度の経済不況という今日でございます。民間においては収益の減少、またこういうことによりまして会社の倒産等も非常に増えております。こういった中におきまして、ボーナスの支給の減額、またボーナス支給を停止する等々の非常に厳しい状況を聴くことが多いわけでございますし、今回の人事院勧告におきましては、これらの状況を踏まえて減額の勧告をされたものと受け取るわけでございます。

人事院勧告は、最近においては賃上げ等がしてございます。今日その逆ということに今回はなったわけでございます。しかし、これにつきましてはこういった経済状況は当然でございますが、こういった減額ということにつきまして、決して職員の皆さんが仕事の能力が落ちたとか、そういった意味ではございません。やはりこういう諸般の状況を考えまして、こういった意味

でひとつまた町民の皆さんもそれなりにやはり痛い目も若干、共に分かち合いたいということが私は必要だと思います。

こういった時に、町民の皆さん、また職員の皆さんあわせて、この不況を乗り切りたいという意味から、今回の条例の一部を改正する条例ということにつきまして賛成するというので、私は討論したいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 議第39号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第4 議第39号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 5 議第40号 竜王町税条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第5 議第40号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第40号の提案理由を申し上げます。

議第40号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、議員ご高承のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、地方税法附則第15条の7を加える部分の改正規定が平成21年6月4日から施行されることによる一部改正でございます。

国民の居住ニーズの多様化・高度化、人口・世帯の減少化社会の到来、環境制約の一層の高まりなど様々な課題を抱える中、我が国の住宅は、新築から30年程度で取り壊されるという現状もあり、これは欧米など他国に比べて著しく短い状況にあります。

こうした背景のもと、国においては、良質な住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除去に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建て替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する費用を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的

として定められた「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日から施行されますことから、長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた住宅の普及を促進するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により行政庁の認定を受けて新築された「長期優良住宅」について、地方税法附則第15条の7として、固定資産税の減額の特例措置が創設され、その適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の追加および規定の追加に伴います項ずれ、また引用条項のずれが生じますことから、竜王町税条例の一部改正を行うものでございます。

以上をもちまして、議第40号、竜王町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきませうようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第5 議第40号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第5 議第40号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございませんので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、臨時議会ということで、議員皆様にはご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。提案申し上げました3議案につきまして慎重なるご審議をいただき、可決を賜りまして、心より感謝いたしております。

開会のごあいさつでも申し上げましたが、渾沌とした社会情勢が続いてい

る時でございます。平成21年度の出航は風の状態ではなくて白波の立つ荒れ模様の船出でしたが、今こそ、「自分たちの住んでいるところは、自分たちで守る」という基本を、全町民が認識を新たにしっかりと胸に刻まなければならない時であると申せます。

今、進めさせていただいておりますゴミ減量運動で、行政と住民の役割分担への次元を高くして、地域の絆を深め地域力を向上させていくことが、竜王町をたくましくしていく道であると考えているところでございます。7ヶ月後には、県下の町の数が半分になろうかという動向であります。竜王町がしっかりと行政経営を維持できますように、重ねましてご指導とお力添えをひとえにお願い申し上げる次第でございます。

梅雨時から暑さに向う折、議員の皆様にはご自愛いただき、体調を崩されませぬよう念じ上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

**○議長（寺島健一）** これをもって、平成21年第3回竜王町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時58分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 寺 島 健 一

議会議員 山 添 勝 之

議会議員 圖 司 重 夫